

3 (1) ひとり親家庭等対策の強化

職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労から抜け出せない
・養成機関に通う際の生活費がない



高等技能訓練の受講時における給付の充実
・支給額の引き上げ
(現行: 月額103,000円→141,000円)
・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。(現行: 修業期間の後半1/2)

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない



母子家庭等就業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供(21~23)
(母子家庭等就業・自立支援センター 103か所)

職業紹介等を行う企業等による母子家庭等の就業支援(21~23)

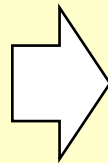
子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難



職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施(21~23)

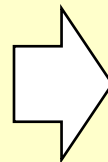
母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない



・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援(21~23)

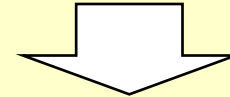
精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難



職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

母子家庭等の在宅就業支援(21~23)

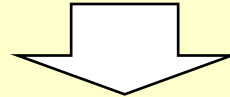
生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない



母子家庭の母親等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う

母子寡婦福祉貸付金の拡充

知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施



○貸付利率の引き下げ

○貸付条件の緩和

※この他、「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による事業等を活用し支援を実施。

※生活保護世帯について、子どもの健全育成のための相談・援助や、子ども(小・中・高校生)に対する学習支援のための新たな給付を実施。

3 (2) 社会的養護の充実

入所児童等に対する支援

児童養護施設の退所者等に対する就業支援(21~23)

○ 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

○ 職業紹介等を行う企業等による就業支援

委託

都道府県等

・職業紹介等を行う企業
・都道府県福祉人材センター
・就業支援のノウハウのある法人・NPO等

職場開拓
就職後の職場訪問等

就職先企業

相談支援等

197か所(児童相談所設置単位)



退所(予定)者

※里親委託・施設入所児童数: 約4万人

環境改善

- 近年、老朽化した大型遊具等における児童の事故や、食品の安全が脅かされる事件が多発している。
- 家庭的養護や自立支援を推進する必要がある。

○ 簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 児童養護施設等

○ 賃貸・改修等の補助

ファミリーホーム・自立援助ホーム、分園型施設等の設置促進



施設等職員の資質向上

○ 施設等職員の研修にかかる経費の補助

被虐待児や障害を有する児童の増加等、新たな専門性が求められており、職員の資質の向上が必要である。

対象となる研修 短期研修: 各施設種別、職種別に行われる研修

長期研修: 都道府県単位に研修調整機関を設け、

- ・大規模施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修
- ・児童養護施設等の職員を障害児施設で研修

4 特定不妊治療の支援について

予算額: 24億円

給付事業

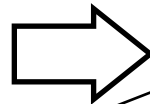
昨今の厳しい経済状況の中で、経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないよう、経済的負担の軽減を図り、少子化解消の一助に資する。(年間出生数の約2%は特定不妊治療を受けた者の子)

<現状>

1回当たり

20万円 ※自己負担
公費10万円 (国5万円、県市5万円)

30万円(平均的な治療費)



<拡充後>

1回当たり

15万円 ※自己負担
公費5万円 (国2.5万円、県市2.5万円)
公費10万円 (国5万円、県市5万円)

年間10万円の引き上げ
(年2回まで給付可能)

公費拡充分

既存分(※1)
(既存の国庫補助事業分)

普及啓発事業

女性が不妊になる要因は、卵管閉塞、子宮内膜症、子宮頸ガンなど様々あるが、その要因や不妊治療に関する広報等を行い、不妊治療に関する理解を深める。



(※1) 特定不妊治療費助成事業

- 1年度当たり1回10万円(年2回まで)通算5年支給
- 所得制限730万円(夫婦合算の所得ベース)
- 実施主体…都道府県、指定都市、中核市

(※2) 子ども家庭総合研究事業

- 不妊症の病態解明と新たな診断・治療法の確立に向けた研究や不妊治療のあり方などについて研究を実施予定

短時間でしか働くことのできない者の安定した雇用の場の確保

- 短時間でありながら正社員としての安定した働き方による雇用の場の確保(就職の促進)を図る。
- 医療(医師、看護師)、保育等の分野において、雇用の創出も図ることが可能。
- 子育て等の事情により、短時間でしか働けない人についての雇用の継続にも資する。

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充

現 行

短時間正社員制度を導入し、制度の利用者が出たこと。

中小企業 40万円 大企業 30万円



拡 充

短時間正社員制度について、その導入促進に加え定着を図るため、助成措置を拡充。

	1人目	2～10人目
中小企業	40万円	15万円
大企業	30万円	10万円

両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充

現 行

6か月以上継続雇用されている者が、一定の短時間勤務制度を、6か月以上利用したこと(10人目まで)。



拡 充

短時間勤務制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充。

- 新たに雇い入れた利用者も助成対象に追加
- 助成対象となる短時間勤務制度を拡大
- 期間を定めて雇用されている者にも利用させた場合、助成額を増額